

前 障

令和2年6月18日

指定放課後等デイサービス事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

令和2年6月1日以降の特別支援学校等の分散登校に伴う指定放課後等デイサービス事業の臨時的な取扱いの終了時期について (確定版)

日頃から、本市の障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、標記について、別添「令和2年6月3日付厚生労働省事務連絡」のとおり示されました。ついては、下記のとおり取り扱いいただきますよう、お願いいたします。なお、令和2年6月5日付前橋市通知「令和2年6月1日以降の特別支援学校等の分散登校に伴う指定放課後等デイサービス事業の臨時的な取扱いの終了時期について」は、本通知をもって廃止します。

(障害福祉課障害政策係)

記

1. 臨時的な取扱いの終了時期について

(1) 以下の項目について、「令和2年7月7日(火)まで※1」で終了とします。

- 開所時間 (サービス提供時間)
- 定員超過、人員基準、延長支援加算の特例的な取扱い

※1 指定権者の指示に、従ってください。

(2) 以下の項目について、「令和2年7月7日(火)まで※2」で終了とします。

- 基本報酬単価に係る休業日単価適用
- 電話等による代替的な支援等の特例

※2 前橋市の支給決定児童に係る取扱いとなりますので、他市町村の支給決定児童については、各市町村の指示に従ってください。

また、事業所内で「前橋市の児童」と「終了時期の異なる他市町村の児童」を混在して受け入れる場合は、各市町村に対し、終了時期を個別設定してもらえるか申し出てください。(裏面参照)

例 1) 終了時期：前橋市 7 月 7 日（火）まで ○○市 6 月 30 日（火）まで  
前橋市 A さんと ○○市 B さんを受け入れる場合  
○○市に対し、B さんの終了時期を 7 月 7 日（火）までに個別設定してもらえるか  
申し出てください。→○○市の判断により、終了時期を設定してください。

例 2) 終了時期：前橋市 7 月 7 日（火）まで △△町 7 月 10 日（金）まで  
前橋市 A さんと △△町 B さんを受け入れる場合  
前橋市に対し、A さんの終了時期を 7 月 10 日（金）までに個別設定してもらえる  
か申し出てください。→前橋市の判断により、終了時期を設定してください。

### (3) 終了時期の考え方

県内で、通常登校の開始予定日が 7 月 1 日（水）と、最も遅い学校に通う児童がいる  
ことを勘案し、当該日から 1 週間の期間をおいた上で終了とします。

## 2. 留意事項※3

特例的に延長支援加算を算定する事業所において、7 月 8 日（水）以降の平時  
においても、延長支援加算の算定を継続する場合は、改めて次の書類により 6 月 30  
日（火）までに届出てください。※3 指定権者の指示に、従ってください。

### 【提出書類】

- (1) 様式第 5 号「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」※押印要
- (2) 別紙 1 「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」
- (3) 別紙 2 「延長支援加算体制届出書」
- (4) 延長支援加算を算定する児童に係る「障害児通所支援利用計画」

## 3. 参考

別添『「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス  
事業所の対応について（その 2）」に係る Q&A』（令和 2 年 6 月 3 日付事務連絡）

国・県通知 [厚生労働省・群馬県からの事務連絡](#)

本市通知 [前橋市からの事務連絡](#)

## 4. 問い合わせ先

- (1) 支給決定について 生活支援係 児童担当（直通 027-220-5712）
  - (2) (1) 以外について 障害政策係 指定担当（直通 027-220-5713）
- 共通 FAX 027-223-8856 E-mail: syougai Fukushi@city.maebashi.gunma.jp